

狭山差別裁判糾弾！ 狭山第三次再審闘争勝利！

東京高裁寺尾による差別「無期」判決41力年糾弾！

10・30 狭山中央闘争へ！

5・23 闘争実行委員会

さいたま市新都心郵便局・私書箱85号

1974年10月31日の東京高裁・寺尾正二による狭山事件の差別「無期懲役」判決から41力年を迎えます。石川一雄さんの差別不当逮捕から52年、第3次再審請求から9年、石川さんの無実と、権力による差別でつち上げを示す幾多の証拠を突きつけられても、東京高裁は事実審理を行わず再審を開始しようとしていません。石川さんの「寺尾判決の轍を踏んではならない」との檄になんとしても応え、全証拠の開示、事実調べ・再審開始を勝ち取り、狭山闘争の歴史的勝利に向けて全力で闘いぬこう。

石川さん不在の「三者協議」での「密室処理」―国家権力による差別糾弾闘争解体攻撃を許

さず石川さん、全国の部落大衆と共に差別糾弾・大衆的実力決起で闘おう。

■ 弁護側証人、現場検証を却下し、差別捜査・でっち上げを追認した寺尾判決

寺尾は1974年3月22日、就任3回目の公判で早期結審の方向を打ち出し、決定していた証人を取り消し、弁護人の要請する証人、証拠調べおよび現場検証を却下し、10月31日、無実の部落民石川一雄さんに「無期懲役」という差別「有罪」判決を下ろしました。この寺尾判決が「確定判決」として今なお、無実の石川さんを「女子高生誘拐殺人犯」にしたて、仮釈放という「見えない手錠」で縛り付けているのです。

寺尾は部落問題に関する本を十数冊読んでいると言いつつ、判決文の中では「部落」も「差別」という言葉も、一言も述べていません。そして「本事件の捜査はきわめて拙劣なもの」と認めつつ、「捜査官

が始めから不当な予断と偏見をもっていたとする証跡は、発見することができない」と、言い放ちました。そして、客観的証拠と石川さんの「自白」が一致しない点に関しては、「石川ウソツキ論」をまくし立て、石川さんの全力の訴え、弁護団の論証を一蹴しました。警察・検察の差別捜査、差別でっちあげを追認し、差別判決を下ろした寺尾を断じて許すことはできません。

まさしく、寺尾は、国家権力の差別支配を体現し、狭山差別糾弾闘争の全人民的高揚をおしつぶすために、石川氏の無実を踏みにじり、差別判決を下したのです。一審「死刑」判決を破棄し「無期」判決としたのも最高裁段階で事実調べをおこなわせないた

めです。実際にその後の最高裁では、1977年8月9日、書類審査だけで上告が棄却され、第一次再審は85年5月に棄却、第二次再審も書類審査で20

05年3月に棄却されました。第二次再審請求から9年半になる現在に至っても、一度の事実調べも行われていないのです。

■部落差別に貫かれた差別捜査・取り調べ・犯人でつち上げ徹底糾弾！

1963年5月1日、埼玉県狭山市で発生した「女子高中生誘拐事件」で、警察は身代金受け渡し現場に現れた真犯人を取り逃がし、被害者が死体で発見されました。東京で発生した「吉展ちゃん誘拐殺人事件」の犯人取り逃がしに続く失態に警察は、威信を維持するために「生きた犯人を捕まえる」となりふり構わぬ態勢を敷いてきました。

事件の概要もはつきりしないうちから部落への差別集 中見込み捜査を強行し、石川さん宅、石川さんが働いていた所に、5月3、4日には特命班による家宅捜索が入りました。4日の死体発見後からは、連日150名と200名、のべ3000人近

い警察官が部落に入り120名にもおよぶ部落青年の血液型・筆跡・アリバイなどを捜査しました。こうした集 中捜査の結果3人の部落出身者が共犯で逮捕され、事件当日のアリバイ証明ができない石川さんが犯人に仕立て上げられていったのです。

1963年5月23日早朝、埼玉県警は石川さんを無理やり別件逮捕しました。そして、何一つ物証が無いにもかかわらず、逮捕当日の記者会見で上田埼玉県警本部長は「九分九厘石川の犯行だ」と発言し、当日の夕刊紙には「有力容疑者逮捕」の記事が一面にあげられました。マスコミは部落の「貧しい環境」が「悪の温床」と、差別キャンペーンを行

い、警察のでっち上げに大きな力を貸したのです。

■警察の証拠ねつ造を許すな！

否認を続ける石川さんに対し、警察は保釈直後に再逮捕、特設の留置場に移して弁護人など外部の人との接触を一切断つたうえで、連日長時間の拷問的な取調をおこないました。さらには、「やつたと言えば十年で出してやる」「犯人の足跡と兄の地下足袋が一致した。おまえでなければ兄が犯人だ」などとウソとペテンを駆使しながら石川さんを虚偽の「自白」に追い込んだのです。

この間の闘いで、石川さんの「自白」にもとづいて発見され「石川犯人」の三大物証とされている被害者の万年筆・腕時計・鞆は、すべて警察の証拠ねつ造であることがはっきりしています。石川さん宅勝手場入り口のかもいから発見された万年筆は、二度の家宅捜索の後、近所の警察官によって発見

されたが、家宅捜索にあたった小島元警部は「すぐ脇のふし穴の中まで探したが万年筆はなかつた」と検察官に供述しています。また、石川さんが書いたとされる万年筆の隠し場所の略図に、ペンで書き加えて凶面を改ざんした跡が、最近の赤外線撮影による弁護側鑑定によって明らかにになりました。腕時計・鞆は、機動隊員と消防団員一〇〇名以上で行われた被害者通学路などの「山狩り」では発見されず、再逮捕後の「自白」によって発見されたとされています。腕時計は「品ぶれ番号」も違い、バンド穴の状態が使用していた箇所と違っており、鞆は「革製に見える物」との家族の証言と違って「革製」であり、これらは被害者の物ではなく、警察による証拠ねつ造に違いありません。

いっしんうらわちさい
一番浦和地裁はわずか半年のスピード審理で翌年
3月に「死刑」判決をうち下ろしました。74年10月の
とうきようこうさい
東京高裁による「無期懲役」判決に続き、77年8
がつさいこうさいよしださいばんちよう
月最高裁吉田裁判長は「捜査・審理・判決に部落
差別はなかった」と棄却決定をおこないました。〃

■東京高検、さいたま地検、狭山警察署、埼玉県警は全証拠を開示せよ！

この間の第3次再審闘争のなかで181点の証拠
掘が開示されていますが、東京高検は肝心の殺害
現場に関する写真・ルミノール検査報告書など3項
目について不見当（見あたらない）と言い張り依然
として開示を拒否しています。不見当の理由を明ら
かにせよという声に対しても証拠開示の判断は
「検察官の特権事項」と居直り続けています。
1月22日、東京高等検察庁が保管している狭山
事件の証拠物一覧表（リスト）が開示されました
が、あくまでリストであり証拠物そのものではありません

部落差別かどうかは裁判所—国家権力が決める。
部落民は差別の中で死ぬ」という部落民虐殺宣言
を断じて許すことはできません。第1次・第2次再
審棄却と攻撃が続き、捜査・取り調べ・裁判のす
べてを貫く極悪な部落差別を徹底弾劾しよう。

ませぬ。このリストの証拠物はもちろん、それ以外
のすべての証拠開示が必要です。直接捜査に当た
った狭山警察署・埼玉県警・浦和地検（現・さいた
ま地検）など保管の証拠物には、部落への差別集
中見込み捜査、「自白」強要、でっち上げ・証拠
ねつ造の状況が残されているはずです。石川氏を
犯人に仕立て上げ絞首台に送ろうとした狭山警察署
・埼玉県警、さいたま地検への怒りを込め、国家権
力による部落差別を満天下に明らかにしていこう。

石川一雄さん・全国の部落大衆と連帯し、狭山決戦勝利へ！

安倍連合政府の改憲、戦争とファシズムに向けた攻撃の中、土地差別調査や戸籍・住民票不正取得、「在特会」などファシストの差別攻撃が激発しています。都営住宅エレベーターに差別落書きが2年も放置されていたり、「部落地名総監」を配っただけでは人権侵害にならない」との、研修会での広島法務局幹部(複数)の発言、大阪での差別ビラの連続ポスティングなど、差別事件も多発しています。差別を傍観することは差別そのものです。一切の差別を許さず対決しましょう。

安倍による戦争法案強行採を許さず、「戦争は最

大の差別であり人権侵害」との部落解放闘争の根幹に関わる闘いを押し進めましょう。2013年3月の浦和集会、10月の中央集会への私服公安警察の潜入、闘争弾圧・破壊策動を許さず闘いましょう。権力の闘争破壊に随伴する木元グループや部落抹殺論を唱える反革命革マル、日共やファシストなど差別主義集団の敵対をはね返し狭山第三次再闘争の全面的否定―ファシズム融和への強制攻撃を粉碎しよう。

2015年10月26日

狭山中央闘争

10月30日(金) 日比谷野外音楽堂

午後1時

集会開始 / 集会後デモ